

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

## 監 査 公 表

### 静岡市監査公表第13号

地方自治法第199条第2項の規定による監査を行った結果は、次のとおりである。  
同条第9項の規定により、これを公表する。

平成21年 3 月17日

静岡市監査委員	海 野 洋
同	戸 谷 雄 一
同	田 形 清 信
同	片 平 博 文

記

第1 監査の種別 行政監査

第2 監査のテーマ 不納欠損処分等に係る事務手続きについて

### 第3 監査の概要

地方自治法（以下「法」という。）第199条第2項による行政監査は、行政事務全般の事務執行について監査することができ、さまざまな課題の中から適時性のある特定のテーマを設定し、これに該当する事務事業が、法第2条第14項及び第15項の規定による能率性、効率性及び合理性並びに法施行令第140条の6の規定による適法性に準拠して執行されているかどうかを監査するものである。

### 第4 監査の目的

各債権は、財源の確保と負担の公平性の見地から、不納欠損に至らないよう適切な未収金管理、滞納整理事務が行われる必要がある。また、法律上又は事実上、徴収不能若しくは徴収困難であることが明らかになった債権については、催告等の事務費の支出や債権管理の効率化を阻害することから、適法かつ合理的に不納欠損処分が行われなければならない。

このことから、平成19年度決算における不納欠損処分のあった債権について、不納欠損処分及びそこに至るまでの滞納整理事務、未収金管理事務等が適法かつ合理的に行

われているかを検証することにより、今後の債権管理の適正な事務執行に寄与することを目的に監査を行った。

なお、平成19年度決算の不納欠損額は、一般会計、特別会計及び企業会計の合計額で21億6,000万円余となっていた。

※ 不納欠損処分とは

(1) 不納欠損とは、既に調定された歳入が納入義務者の事故や法令等の一定の事由により徴収できなくなった場合に行う決算処理上の措置である。

(2) 不納欠損処分が必要な場合

ア 消滅時効が成立したとき

公債権については時効が完成したとき、私債権については時効の援用があったとき

イ 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めにより消滅したとき

ウ ア及びイ以外で、議会において権利を放棄する議決があったとき

エ 免除したとき(地方自治法施行令第171条の7)

## 第5 監査の対象

平成19年度決算における不納欠損額が100万円以上の歳入科目を抽出し、監査の対象とした。(旧由比町分を除く) (単位 千円)

債 権 名	対 象 部・課		不納欠損額
1 市税	税務部 各区役所	収納対策課 納税課	487,463
2 災害援護資金貸付金 償還金	市民生活部 各区役所	市民生活課 まちづくり振興 課	1,069
3 生活保護費返還金	各福祉事務所	社会福祉課	2,934
4 介護保険料	福祉部 清水福祉事務所	介護保険課 高齢介護課	70,643
5 国民健康保険料・税	福祉部 各区役所	保険年金管理課 保険年金課	1,445,953
6 保育所費負担金 (保育料)	子ども青少年部 各福祉事務所	保育課 保育児童課	25,711
7 市営住宅使用料	建築部	住宅課	9,799
8 水道料金	水道部	営業課	53,826
9 下水道使用料	水道部	営業課	51,579
10 下水道事業受益者負担金	下水道部	下水道総務課	7,315

## 第6 監査の期間・方法

- 1 予備監査 監査委員事務局職員による関係書類等の監査  
平成20年11月7日から平成21年2月6日まで
- 2 本 監 査 監査委員による説明聴取及び質疑  
平成21年2月9日

## 第7 監査の着眼点

- 1 不納欠損処分に係る時効の起算点に誤りはないか。
- 2 時効完成を待たず不納欠損処分をした場合、その理由は正当か。また、法令等に特別の定めがある場合を除き、当該処分について議会の議決を経ているか。
- 3 時効完成等により既に消滅した債権が未整理のままになっているものはないか。
- 4 不納欠損処分に至るまでに徴収努力を尽くしているか。また、その記録はあるか。
- 5 収入未済に対して適正な徴収体制がとられているか。
- 6 徴収事務マニュアル等の作成及び徴収担当者への研修が行われているか。
- 7 滞納整理事務に係る指摘・指導事項に関する取組状況はどうか。

## 第8 監査の結果

- 1 市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税）
  - (1) 債権の内容及び平成20年度の担当組織の概要
    - ア 債権の内容  
地方公共団体の課税権に基づき、行政サービスに要する経費の財源として賦課したものである。
    - イ 平成20年度担当課及び徴収事務体制  
市税の不納欠損処分は徴収に関する総括課である税務部収納対策課がとりまとめたうえで、同部税制課において最終的な事務処理を実施していた。  
徴収事務については、収納対策課22人（うち2人は県滞納整理機構へ派遣）、葵区納税課29人（うち徴収嘱託員7人）、駿河区納税課22人（うち徴収嘱託員6人）、清水区納税課23人（うち徴収嘱託員5人）の合計96人が携わっていた。  
なお、収納対策課については、各区の事案のうち、主として滞納金額が300万円以上の高額事案と強制徴収関係事案（差押・参加差押・交付要求等）の滞納整理事務及び市税全体の収納管理事務を扱っていた。
  - (2) 不納欠損処分量等の状況について  
調定額、収入未済額及び不納欠損額の状況は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

年度	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率		不納 欠損額
					対予算額	対調定額	
19	128,800,000	136,881,257	128,301,853	8,190,410	99.61	93.73	487,463
18	119,700,000	128,701,520	120,515,886	7,677,881	100.68	93.63	572,312
17	114,400,000	124,298,630	115,999,122	7,782,906	101.40	93.32	568,598

## (3) 債権の時効年数及び根拠法令

5年 地方税法第18条第1項(消滅時効)

## (4) 監査の着眼点に対する状況

ア 不納欠損処分に係る時効の起算点に誤りはないか。

不納欠損処分された債権は、地方税法第18条第1項(滞納処分の停止の場合は同法第15条の7)に定められている時効年数を経過し、時効の起算においては、差押や一部納付等による時効の中断を正しく捉えて適正に処理されていた。

イ 時効完成を待たず不納欠損処分をした場合、その理由は正当か。また、法令等に特別の定めがある場合を除き、当該処分について議会の議決を経ているか。

当該債権には、該当事例がなかったことを確認した。

ウ 時効完成等により既に消滅した債権が未整理のままになっているものはないか。当該債権には、該当事例がなかったことを確認した。

エ 不納欠損処分に至るまでに徴収努力を尽くしているか。また、その記録はあるか。

滞納者に対して催告文書発送、電話催告、訪問催告を数多く実施し、必要に応じて財産調査、居住地調査、差押、参加差押、交付要求なども適宜実施していた。

また、生活困窮等で滞納処分が可能な財産がない時など法的要件に該当する場合には滞納処分停止の手続きを実施していた。

なお、収納対策課については競売案件などの特別滞納整理案件を扱う関係上、破産管財人、相続財産管理人との折衝や国税、県税や他市の滞納整理担当者との情報交換を密に実施していた。

上記における折衝経緯の記録は「市税徴収・収納支援システム」に全て適正に保存されていた。

オ 収入未済に対して適正な徴収体制がとられているか。

## (ア) 管理体制

a 各区の納税課では原則として現年度分を徴収嘱託員が担当し、職員は滞納繰越分及び現年度高額案件を担当していた。職員1人当たりの担当受持件数はおおむね700件から800件となっていた。

- b 収納対策課では特別滞納整理担当を置き、滞納額300万円以上の高額案件と強制徴収案件を担当していた。
- (イ) 収入未済を発生させないための努力
  - a 「静岡市納税お知らせセンター」の開設  
平成20年10月から「静岡市納税お知らせセンター」を開設し、納期限を過ぎた未納者に対して電話による自主納付の呼びかけを早期に実施し収納率向上のために努力していた。
  - b 納期のお知らせ等を目的とする各種広報事業（テレビ・ラジオのスポットCM、新聞広告、バス・電車での中吊り広告等）を実施していた。
  - c 平成19年度から軽自動車税においてコンビニ収納を実施していた。なお、平成21年度から市民税（普通徴収）及び固定資産税においても導入を予定していた。
- (ウ) 収入未済に対する対策
  - a 市税滞納整理大綱に基づき、各区において滞納整理実施計画を定め、目標収入率達成のための施策（一斉催告・夜間折衝・休日臨戸、納税相談・1人当たりの差押件数目標設定など）を実施していた。
  - b 差押した動産等についてインターネット公売による換価処分を実施していた。
- カ 徴収事務マニュアル等の作成及び徴収担当者への研修が行われているか。
  - (ア) 滞納整理実務マニュアル（収納対策課・各区納税課共通）を作成していた。
  - (イ) 新入職員に対する徴収担当新職員研修、銀行員を講師とする手形等証券取扱研修、国税局OBの徴収指導員を講師とする滞納整理実務研修などを実施していた。
  - (ウ) 外部研修についても各種団体主催による専門実務研修を多数の職員に受講させていた。
- キ 滞納整理事務に係る指摘・指導事項に関する取組状況はどうか。  
主として平成18年度包括外部監査（債権の管理について）での指摘事項について確認した結果、おおむね適正に改善されていた。
- (5) 意見(市税)
  - ア 不納欠損額のうち、消滅時効完成（地方税法第18条第1項）によるものが全体金額の53%を占めており、少額滞納者への対応が充分でない可能性があるため、これら滞納者に対する方策についてさらに検討し、不納欠損の縮減に努めることが必要と思われる。
  - イ 収入率の高い他の政令指定都市と比較すると滞納整理担当者の1人当たりの受持件数が多い現状が見受けられ、そのことが収入率の低い一因とも考えられるため、担当地域制による自己完結型の滞納整理から各案件を滞納年数等により区分

し、整理の迅速化を図る機能分担型の滞納整理への転換を計画しているが、今後とも、より効率的な徴収に努めることが必要と考える。

## 2 災害援護資金貸付金償還金

### (1) 債権の内容及び平成20年度の担当組織の概要

#### ア 債権の内容

昭和49年の七夕豪雨と昭和57年の台風18号により被災した市民に対し、災害援護資金の貸付を行ったが、その償還金である。

#### イ 平成20年度担当課及び徴収事務体制

不納欠損処分総括課は市民生活部市民生活課で、徴収事務体制は各区のまちづくり振興課(葵区：18人、駿河区：10人、清水区：15人)に担当職員1人を配置していた。

### (2) 不納欠損処分額等の状況について

調定額、収入未済額及び不納欠損額の状況は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

年度	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率		不納欠損額
					対予算額	対調定額	
19	12	10,138	12	9,057	100.0	0.1	1,069
18	30	10,850	3	10,138	10.0	0.0	708
17	252	11,995	9	10,850	3.6	0.1	1,136

### (3) 債権の時効年数と根拠法令

10年 民法第167条

### (4) 監査の着眼点に対する状況

#### ア 不納欠損処分に係る時効の起算点に誤りはないか。

援用による時効の完成をもって不納欠損処分をしており、起算日を正しく捉え適正に処理していた。

#### イ 時効完成を待たず不納欠損処分をした場合、その理由は正当か。また、法令等に特別の定めがある場合を除き、当該処分について議会の議決を経ているか。

当該債権においては、該当事例がないことを確認した。

#### ウ 時効完成等により既に消滅した債権が未整理のままになっているものはないか。

当該債権においては、私債権であるため、10年の時効期間を経過し、債務者及び連帯保証人等が既に亡くなった債権についても援用が無いものについては管理対象としていた。

#### エ 不納欠損処分に至るまでに徴収努力を尽くしているか。また、その記録はあるか。

滞納整理は催告、電話催告等を実施し、折衝記録は紙ベースで記録し適正に処理されていた。

オ 収入未済に対して適正な徴収体制がとられているか。

(ア) 管理体制

対象債権が少ないため、他の業務と合わせ対応していた。

(イ) 収入未済に対する対策

債権の数が少なく、分割納付者以外は時効期間を経過していることから、策を講じていないものが多く見られた。

カ 徴収事務マニュアル等の作成及び徴収担当者への研修が行われているか。

マニュアル等は無く、研修も実施していなかった。

キ 滞納整理事務に係る指摘・指導事項に関する取組状況はどうか。

平成18年度包括外部監査（債権の管理について）において当該債権は、監査対象に含まれていなかったため該当するものはなかった。

(5) 意見(災害援護資金貸付金償還金)

当該債権は、平成16年3月の市長決裁により、「長期に渡る不確定な権利関係を排除するため、滞納者(行方が分からない滞納者については、連帯保証人)に対して支払いの意思の確認を行い、時効を援用した場合には時効による不納欠損処理を行うこと。」とされているが、現状は、分割納付者を除いて、10年の時効期間を経過し債務者本人だけでなく連帯保証人、法定代理人まで亡くなっている者や居所不明の債権者もいるので、各債権の対応について債権放棄を含めた効率的な事務執行が必要と考える。

### 3 生活保護費返還金

(1) 債権の内容及び平成20年度の担当組織の概要

ア 債権の内容

被保護者が、急迫の場合において資力があるにも関わらず保護を受けた場合、又は不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があった場合に、その保護費の全部又は一部を返還させるものである。

イ 平成20年度担当課及び徴収事務体制

生活保護費返還金の不納欠損処分及び徴収事務は、各福祉事務所の社会福祉課が担当していた。葵福祉事務所社会福祉課職員26人及び嘱託職員3人のうち、徴収事務については、ケースワーカー18人、駿河福祉事務所社会福祉課職員17人及び嘱託職員4人のうち、徴収事務については、ケースワーカー12人、清水福祉事務所社会福祉課職員15人及び嘱託職員4人のうち、徴収事務については、ケースワーカー9人で対応していた。

(2) 不納欠損処分額等の状況について

調定額、収入未済額及び不納欠損額の状況は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

年度	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率		不納欠損額
					対予算額	対調定額	
19	33,253	162,288	61,487	97,866	184.9	37.9	2,934
18	31,488	123,132	43,377	78,767	137.8	35.2	987
17	36,465	113,625	49,653	61,214	136.2	43.7	2,757

(3) 債権の時効年数と根拠法令

5年 地方自治法第236条第1項

(4) 監査の着眼点に対する状況

ア 不納欠損処分に係る時効の起算点に誤りはないか。

不納欠損処分された債権は、地方自治法第236条に定められている時効完成によるものであり、その時効の起算も一部納付などによる時効中断を正しくとらえ処理されていた。

イ 時効完成を待たず不納欠損処分をした場合、その理由は正当か また、法令等に特別の定めがある場合を除き、当該処分について議会の議決を経ているか。

当該債権には、該当事例がなかったことを確認した。

ウ 時効完成等により既に消滅した債権が未整理のままになっているものはないか。

当該債権には、該当事例がなかったことを確認した。

エ 不納欠損処分に至るまでに徴収努力を尽くしているか。また、その記録はあるか。

督促状、催告書、呼出書発送等は実施されていなかったが、ケースワーカーを通じて納付約束がとられ、分納約束等が履行されていた。滞納記録簿はケースワーカー記録とともに紙ベースで保存されていた。

オ 収入未済に対して適正な徴収体制がとられているか。

収入未済に対する対策については、滞納者のほとんどが引き続き生活保護を受給しているのが現状であり、ケースワーカーが納付指導をしていた。生活状況等を鑑み履行期限延長申請による分納などの納付指導を実施していた。

カ 徴収事務マニュアル等の作成及び徴収担当者への研修が行われているか。

徴収マニュアルは整備されておらず、課内研修等も実施されていなかった。

キ 滞納整理事務に係る指摘・指導事項に関する取組状況はどうか。

主として平成18年度包括外部監査(債権の管理について)での指摘事項について確認した結果、できる限りの改善努力がされていた。



## (5) 意見(生活保護費返還金)

債権は、前年度収入の過少申告や交通事故等の示談金等の収入により、生活保護費の返還義務が生じたものであるが、過少申告であっても受給対象の境界線を僅かに超えた程度で、生活が大きく改善されていたわけではなく、継続して生活保護費を受給している場合が多いので、一括納付が困難な場合は履行期限延長申請をするなど、引き続きケースワーカーによるきめ細かな指導が重要と思われる。

## 4 介護保険料

## (1) 債権の内容及び平成20年度の担当組織の概要

## ア 債権の内容

介護保険事業に要する費用に充てるため、第1号被保険者(65歳以上)に介護保険料として賦課したものである。

介護保険料の調定額に対する収入率は96.1%で、年金から引き落とされる特別徴収の収納率は100%となることから、収入未済となる対象者は、「年金の年額が18万円未満」等の静岡市が送付する納付書(年8回)による普通徴収対象者の一部である。

## イ 平成20年度担当課及び徴収事務体制

不納欠損処分は介護保険システムを管理する総括課である福祉部介護保険課で市全体をまとめて実施していた。徴収事務体制は、介護保険課32人のうち保険料担当6人(嘱託職員1人)及び清水福祉事務所高齢介護課31人のうち2人(嘱託職員1人)を配置していた。

## (2) 不納欠損処分額等の状況について

調定額、収入未済額及び不納欠損額の状況は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

年度	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率		不納欠損額
					対予算額	対調定額	
19	7,109,511	7,474,547	7,185,980	227,945	101.1	96.1	70,643
18	6,664,318	7,107,168	6,837,784	210,563	102.6	96.2	66,000
17	5,243,074	5,476,304	5,246,161	169,332	100.1	95.8	66,728

## (3) 債権の時効年数と根拠法令

2年 介護保険法第200条第1項

## (4) 監査の着眼点に対する状況

## ア 不納欠損処分に係る時効の起算点に誤りはないか。

不納欠損処分はすべて2年の消滅時効完成によるものであり、介護保険システムにより、督促状を正しく発送し、適正な起算日からカウントしていた。

イ 時効完成を待たず不納欠損処分をした場合、その理由は正当か。また、法令等に特別の定めがある場合を除き、当該処分について議会の議決を経ているか。

当該債権においては、該当事例がないことを確認した。

ウ 時効完成等により既に消滅した債権が未整理のままになっているものはないか。当該債権においては、該当事例がないことを確認した。

エ 不納欠損処分に至るまでに徴収努力を尽くしているか。また、その記録はあるか。

(ア) 折衝記録は介護保険システムに記録し、把握できるようになっていた。

(イ) 平成19年度までは、差押は実施していなかった。(平成20年度は1月末までに6件を債権管理対策課で実施)

(ウ) 介護保険課では、滞納者の情報は所得額のみで、電話催告等の記録が無いものもみられたが、平成20年度からは、徴収嘱託員による訪問催告を開始していた。

(エ) 清水福祉事務所高齢介護課では、滞納者に対して年1回は必ず訪問催告を実施し、その内の約3割について現金徴収を行っていた。

オ 収入未済に対して適正な徴収体制がとられているか。

(ア) 管理体制

介護保険課及び清水福祉事務所高齢介護課に徴収嘱託員各1人が配置されており、滞納整理を行っていたが、現状の配置では両課共に対象者及び区域が広く対応しきれない状況がみられた。

(イ) 収入未済に対する対策

介護保険課の担当する葵区、駿河区は平成20年度1人の徴収嘱託員を配置し対応していたが、平成21年度には新たにもう1人の徴収嘱託員の増員を計画していた。

カ 徴収事務マニュアル等の作成及び徴収担当者への研修が行われているか。

(ア) 介護保険課では、介護保険料債権管理マニュアル、非常勤嘱託員用マニュアル、現金受領・分割納付・滞納処理事務等のマニュアルを備え、新人研修1ヶ月、債権管理対策課による徴収実務研修、非常勤嘱託員へ研修20日間等を実施していた。

(イ) 清水福祉事務所高齢介護課では、訪問催告による滞納折衝マニュアル、出納金の引継ぎと納入マニュアルを備え、債権管理対策課の徴収実務研修に参加していた。

キ 滞納整理事務に係る指摘・指導事項に関する取組状況はどうか。

主として平成18年度包括外部監査(債権の管理について)での指摘事項について確認した結果、おおむね適正に改善されていた。

(5) 意見(介護保険料)

債権の内容から徴収嘱託員の活用が効率的な方法と考えられるが、清水福祉事務所高齢介護課で行われている滞納整理事務は、葵・駿河福祉事務所高齢介護課では実施されておらず、徴収嘱託員の配置は介護保険課としていたので、現行の体制が合理的かどうか検討が必要である。

## 5 国民健康保険料・税

### (1) 債権の内容及び平成20年度の担当組織の概要

#### ア 債権の内容

国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主に対し国民健康保険料・税として賦課したものである。

#### イ 平成20年度担当課及び徴収事務体制

国民健康保険料・税の不納欠損処分は、総括課である福祉部保険年金管理課が担当し、徴収事務については、各区の保険年金課が担当していた。各区の徴収事務体制は、葵区保険年金課46人(嘱託職員13人含む)のうち保険収納担当18人(嘱託職員7人含む)、駿河区保険年金課35人(嘱託職員10人含む)のうち保険収納担当14人(嘱託職員6人含む)、清水区保険年金課41人(嘱託職員17人含む)のうち保険収納担当13人(嘱託職員6人含む)で対応していた。

### (2) 不納欠損処分額等の状況について

調定額、収入未済額及び不納欠損額の状況は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

年度	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率		不納欠損額
					対予算額	対調定額	
19	22,956,508	29,897,229	22,749,183	5,732,017	99.1	76.1	1,445,953
18	22,928,739	29,809,946	22,922,266	5,572,959	100.0	76.9	1,339,793
17	21,644,360	28,324,594	21,769,553	5,354,620	100.6	76.9	1,227,834

### (3) 債権の時効年数及び根拠法令

国民健康保険料 2年 国民健康保険法第110条第1項

国民健康保険税 5年 地方税法第18条第1項(消滅時効)

### (4) 監査の着眼点に対する状況

#### ア 不納欠損処分に係る時効の起算点に誤りはないか。

不納欠損処分された債権は、国民健康保険法110条第1項及び地方税法第18条第1項に定められている時効年数を経過し、時効の起算においては、一部納付などによる時効の中断を正しくとらえ適正に処理されていた。

#### イ 時効完成を待たず不納欠損処分をした場合、その理由は正当か。また、法令等に特別の定めがある場合を除き、当該処分について議会の議決を経ているか。

当該債権には、該当事例がなかったことを確認した。

ウ 時効完成等により既に消滅した債権が未整理のままになっているものはないか。

当該債権には、該当事例がなかったことを確認した。

エ 不納欠損処分に至るまでに徴収努力を尽くしているか。また、その記録はあるか。

督促状、催告文書発送、電話催告、訪問催告を数多く行い、居所不明調査も適宜実施していた。

悪質滞納者については、財産の差押等を実施し、滞納者との接触の機会をより多く設け、納付意識の向上と自主納付等の促進を図るために正規被保険者証に替えて、短期被保険者証又は資格証明書を交付していた。

借家などの単身世帯等で連絡がとれない場合や資産がない場合などは、短期被保険者証や資格証明書を交付しているが、時効の中断にはならないため不納欠損になっていた事例が見受けられた。

現年度分のみの滞納は徴収嘱託員、滞納繰越分を職員が担当しているが、現年度の収入率が国からの調整交付金に影響するため、財政運営上、年度の終盤にかけては現年度を重点にした折衝に切り替えていた。

また、滞納折衝記録は、電算システムに保存されていた。

オ 収入未済に対して適正な徴収体制がとられているか。

(ア) 管理体制

a 現年度分のみの滞納を徴収嘱託員が担当し、職員が滞納繰越分及び差押案件を担当し、職員 1 人当たり 800 世帯から 1,200 世帯を担当していた。

b 平成20年度から新たに後期高齢者医療制度の徴収事務を各区保険年金課が担当していたが、そのための人員増はなかった。

(イ) 収入未済を発生させないための努力

a 静岡市保険料納付のお知らせセンターの開設

平成20年10月から「静岡市保険料納付のお知らせセンター」を開設し、納期限を過ぎても未納である者に対して、電話による自主納付の呼びかけを早期に行うことにより納付を促し、収入率の向上を目指していた。

b 口座振替の勧奨

徴収嘱託員による訪問催告時の自主納付者に対する勧奨や納付書発送時の案内チラシの同封、バス、電車等に口座振替勧奨ポスターを掲示するなどの取組みを実施することにより口座振替加入率が上昇傾向にあり効果が表れていた。

(ウ) 収入未済に対する対策

a 年次計画を作成し強化月間を設定するなど休日訪問催告、夜間電話折衝、

休日納付相談等を実施していた。

b 有効にパソコンを利用し、納付約束履行の徹底に努めていた。また、分納額を決定する際は、個別の生活状況等を鑑み「家計収支表」を作成し、分納額の妥当性を確認しながら実施していた。

カ 徴収事務マニュアル等の作成及び徴収担当者への研修が行われているか。

3区共通の徴収マニュアルが作成されており、課内研修、債権管理対策課職員による研修のほか民間の徴収事務に関する研修も受講されていた。

キ 滞納整理事務に係る指摘・指導事項に関する取組状況はどうか。

主として平成18年度包括外部監査（債権の管理について）での指摘事項について確認した結果、おおむね適正に改善されていた。

#### (5) 意見(国民健康保険料・税)

ア 職員の1人当たりの案件が多い上、平成20年度から後期高齢者医療制度の徴収事務が加わり業務量が増え、2年という短い時効期間に対応できるか懸念される。

イ 制度上、低所得者階層が多く、また保険料の算定が前年度所得によって賦課されるため退職者、離職者など納付能力がない者の滞納案件が見受けられたが、時効完成が2年であることから、納付能力や生活状況等を考慮しながら、いかに時効の中断をさせるかが重要となるので、財産差押等の強化を検討する必要があると思われる。

### 6 保育所費負担金(以下「保育料」という。)

#### (1) 債権の内容及び平成20年度の担当組織の概要

##### ア 債権の内容

保育所運営事業に要する費用に充てるため、保育所入所児童の保護者に対し保育料として賦課したものである。

##### イ 平成20年度担当課及び徴収事務体制

子ども青少年部保育課の事務に携わる27人のうち、2人の職員が口座振替事務、督促状の発行、不納欠損処分等を担当していた。

また、各福祉事務所保育児童課ではそれぞれ保育園に関する業務を担当する入所担当3人の職員が催告書の発行、滞納者への個別指導（電話・園への訪問・窓口呼び出し）、口座振替の勧奨、窓口での現金収納等を実施していた。

#### (2) 不納欠損処分量等の状況について

調定額、収入未済額及び不納欠損額の状況は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

年度	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率		不納欠 損 額
					対予算額	対調定額	
19	2,644,098	2,818,466	2,611,047	182,117	98.73	92.63	25,711
18	2,656,781	2,863,143	2,672,056	169,064	100.54	93.30	22,890
17	2,584,209	2,768,777	2,589,245	154,283	100.16	93.48	26,143

## (3) 債権の時効年数及び根拠法令

5年 地方自治法第236条第1項

## (4) 監査の着眼点に対する状況

ア 不納欠損処分に係る時効の起算点に誤りはないか。

不納欠損された債権は、地方自治法第236条第1項に定められている時効年数を経過し、時効の起算においては一部納付等による時効の中断を正しく捉えて適正に処理されていた。

イ 時効完成を待たず不納欠損処分をした場合、その理由は正当か。また、法令等に特別の定めがある場合を除き、当該処分について議会の議決を経ているか。

当該債権には、該当事例がなかったことを確認した。

ウ 時効完成等により既に消滅した債権が未整理のままになっているものはないか。

当該債権には、該当事例がなかったことを確認した。

エ 不納欠損処分に至るまでに徴収努力を尽くしているか。また、その記録はあるか。

今回の不納欠損対象（主として平成14年度賦課の保育料）については、定期的な文書催告を送付していた記録は確認できたものの、電話折衝や訪問折衝を重ねている事例は少なかった。なお、督促状及び催告書の発送履歴、折衝経過記事については、保育所入所管理システムにて適正に保存されていた。

オ 収入未済に対して適正な徴収体制がとられているか。

## (ア) 管理体制

滞納整理については、各福祉事務所の保育児童課が担当し、担当者1人当たり60世帯から100世帯を受け持っていたが、通常業務である入所管理業務と並行しての実施であり、滞納整理業務の比重としては全体業務の約1割から2割程度の実施状況であった。

## (イ) 収入未済を発生させないための努力

a 入所決定通知書送付の段階で口座振替の勧奨を実施するなど、口座振替推進の強化を図り、口座振替利用率を向上させていた。

b 債権管理対策課と連携して作成した「滞納対策の強化について」のポスターを保育園の目立つ場所に掲示し、納期内納付を促していた。

- (ウ) 収入未済に対する対策  
平成19年度より各福祉事務所窓口での現金収納を開始し、平成20年度からは私立保育園も含めた全ての保育園での現金収納（公立は園長等を分任出納員に任命、私立保育園は徴収委託契約を締結）を実施していた。
- カ 徴収事務マニュアル等の作成及び徴収担当者への研修が行われているか。
- (ア) 保育料滞納整理要領、3区保育料収納（滞納整理事務）マニュアルを作成していた。
- (イ) 滞納整理に関する研修は特に実施されておらず、外部研修への参加実績もなかった。
- キ 滞納整理事務に係る指摘・指導事項に関する取組状況はどうか。  
主として平成18年度包括外部監査（債権の管理について）での指摘事項について確認した結果、おおむね適正に改善されていた。
- (5) 意見(保育所費負担金)
- ア 不納欠損処分における事業決裁に添付する欠損対象者一覧にそれぞれの時効完成日の記載がないため、適正な事務処理をされたい。
- イ 保育料の納期は年間に複数回あり、それぞれの時期に時効完成を迎えるにもかかわらず、不納欠損事務処理は年度末に一括して年に1度の処理となっていたため、適正な事務処理方法を検討されたい。
- ウ 強制徴収権を有する債権にも関わらず、居所調査・財産調査・差押などの実績を確認することができなかったため（債権管理対策課への移管分を除く）、専門的知識を持つ職員や徴収嘱託員の配置など、早急に滞納整理に関する体制強化に着手する必要があると考える。

## 7 市営住宅使用料

- (1) 債権の内容及び平成20年度の担当組織の概要
- ア 債権の内容  
市営住宅の維持管理等に要する費用に充てるため、入居者に対し家賃として賦課したものである。
- イ 平成20年度担当課及び徴収事務体制  
建築部住宅課職員16人と嘱託職員9人のうち、徴収事務は管理担当の職員1人と嘱託職員6人で対応していた。
- (2) 不納欠損処分量等の状況について  
調定額、収入未済額及び不納欠損額の状況は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

年度	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率		不納 欠損額
					対予算額	対調定額	
19	1,447,575	1,897,587	1,438,924	448,863	99.4	75.8	9,799
18	1,428,270	1,885,656	1,442,373	434,844	101.0	76.5	8,438
17	1,429,000	1,819,515	1,390,837	417,657	93.2	76.4	11,020

## (3) 債権の時効年数及び根拠法令

5年 民法第169条第1項

## (4) 監査の着眼点に対する状況

ア 不納欠損処分に係る時効の起算点に誤りはないか。

不納欠損された債権は、民法第169条に定められている時効年数を経過し、その時効の起算も一部納付などによる時効中断を正しくとらえ処理されていた。

また、不納欠損処分している債権は、死亡若しくは居所不明者の債権のみであった。

イ 時効完成を待たず不納欠損処分をした場合、その理由は正当か。また、法令等に特別の定めがある場合を除き、当該処分について議会の議決を経ているか。

当該債権には、該当事例がなかったことを確認した。

ウ 時効完成等により既に消滅した債権が未整理のままになっているものはないか。

当該債権には、該当事例がなかったことを確認した。

エ 不納欠損処分に至るまでに徴収努力を尽くしているか。また、その記録はあるか。

督促状、催告文書、呼出書発送、電話催告、訪問催告、連帯保証人への納付指導依頼を実施しており、徴収嘱託員による訪問催告、現金徴収を重点に実施され、分納誓約がとられているものもあったが、悪質滞納者には、法的措置として明渡訴訟も実施していた。

市営住宅から退去した滞納者についての債権は、住所を変更されてしまうと所在が不明になってしまう場合などが多くあり、明渡訴訟の結果、退去することになっても債権の回収までには至らない案件も見受けられた。

また、滞納記録簿は紙ベースにより保管されていたが、死亡者等の記録は破棄されていた。

オ 収入未済に対して適正な徴収体制がとられているか。

(ア) 管理体制

職員1人が徴収嘱託員全員を統括し、徴収嘱託員が訪問催告を担当している。徴収嘱託員6人の勤務形態をA班とB班にわけ、A班を8時30分から17時15分とし、B班は夜間折衝等を実施するため12時15分から21時までの勤務とし



ていた。

(イ) 収入未済に対する対策

a 平成20年度から法的措置の強化として即決和解の試行を実施していた。

b 連帯保証人への納付指導を強化するとともに、徴収体制を強化するため平成21年度の機構改正により住宅課内に収納担当を新設することが予定されていた。

カ 徴収事務マニュアル等の作成及び徴収担当者への研修が行われているか。

住宅課債権管理マニュアルは作成されており、マニュアルについて課内研修を実施していた。

キ 滞納整理事務に係る指摘・指導事項に関する取組状況はどうか。

主として平成18年度包括外部監査（債権の管理について）での指摘事項について確認した結果、おおむね適正に改善されていた。

(5) 意見(市営住宅使用料)

ア 分納約束をしている滞納者の分納監視が徹底されていないため、分納約束が不履行となっているものも見受けられたので、分納監視を強化されたい。

イ 平成20年度から連帯保証人への納付指導の強化及び即決和解の試行を実施していたが、引き続き債権回収の強化が必要と思われる。

ウ 滞納折衝記録について、死亡又は行先不明者の滞納折衝記録が廃棄処分されていたので、滞納折衝記録の管理について検討されたい。

8 水道料金

(1) 債権の内容及び平成20年度の担当組織の概要

ア 債権の内容

水道事業に要する費用に充てるため、水道使用者から水道料金として賦課したものである。

イ 平成20年度担当課及び徴収事務体制

水道部営業課の職員48人及び嘱託職員13人のうち、徴収事務については精算担当10人、サービス担当5人、嘱託職員6人で実施し、さらに徴収事務を民間会社に委託し対応していた。

(2) 不納欠損処分額等の状況について

調定額、収入未済額及び不納欠損額の状況は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

年度	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率		不納 欠損額
					対予算額	対調定額	
19	10,898,239	12,210,917	10,769,533	1,441,384	98.8	88.2	53,826
18	11,073,777	12,302,213	10,859,320	1,442,892	98.1	88.3	48,469
17	10,960,917	12,280,822	10,832,419	1,448,402	98.8	88.2	48,927

## (3) 債権の時効年数及び根拠法令

2年 民法第173条第1号

## (4) 監査の着眼点に対する状況

ア 不納欠損処分に係る時効の起算点に誤りはないか。

下水道使用料と一体で収納されているため、不納欠損処分は下水道使用料の時効期間である5年で処理されており、以後は、簿外管理されていた。

イ 時効完成を待たず不納欠損処分をした場合、その理由は正当か。また、法令等に特別の定めがある場合を除き、当該処分について議会の議決を経ているか。

当該債権には、該当事例がなかったことを確認した。

ウ 時効完成等により既に消滅した債権が未整理のままになっているものはないか。当該債権には、該当事例がなかったことを確認した。

エ 不納欠損処分に至るまでに徴収努力を尽くしているか。また、その記録はあるか。

徴収事務を民間委託し水道料金と下水道使用料を一体収納していた。催告文書発送、訪問催告、現金徴収等を実施し、悪質滞納者には、給水停止することにより、折衝機会が得られ、生活状況等を鑑みながら納付誓約をとっていた。

また、今回不納欠損処分された債権の多くは、倒産、自己破産、居所不明によるものであった。

オ 収入未済に対して適正な徴収体制がとられているか。

## (ア) 管理体制

委託先と密に連携をとりながら徴収事務を実施し、下水道使用料と一体で収納していた。

## (イ) 収入未済を発生させない努力

コンビニエンスストアでの納付を可能とし、納付機会の拡大を図っていた。

## (ウ) 収入未済に対する対策

静岡市債権管理計画(水道料金・下水道使用料)を策定し、滞納が2期分になった者に対しては催告書を発送し、3期分を滞納した者に対しては給水停止を予告し、なお未納である場合には、給水停止を実施していた。

カ 徴収事務マニュアル等の作成及び徴収担当者への研修が行われているか。

徴収マニュアルが作成されており、課内研修のほか民間研修も受講していた。

キ 滞納整理事務に係る指摘・指導事項に関する取組状況はどうか。

平成18年度包括外部監査（債権の管理について）において当該債権は、監査対象に含まれていなかったため該当するものはなかった。

(5) 意見(水道料金)

滞納処分において、最も効果が期待できるのは給水停止であるが、集合住宅等の一括メーターで給水停止できない案件などについては、電話催告、訪問催告等により一層の粘り強い納付折衝をすることが未収金の圧縮につながると思われる。

9 下水道使用料

(1) 債権の内容及び平成20年度の担当組織の概要

ア 債権の内容

公共下水道事業に要する費用に充てるため、下水道使用者に対し下水道使用料として賦課したものである。

イ 平成20年度担当課及び徴収事務体制

水道料金と一体で徴収しており、その体制は、水道部営業課の職員及び嘱託職員の配置や民間会社への委託とあり、水道料金に記載した内容と同一である。

(2) 不納欠損処分額等の状況について

調定額、収入未済額及び不納欠損額の状況は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

年度	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率		不納欠損額
					対予算額	対調定額	
19	9,843,432	11,134,529	9,840,362	1,294,167	100.0	88.4	51,579
18	9,582,266	11,633,911	10,355,034	1,278,877	108.1	89.0	53,041
17	9,446,911	10,600,881	8,732,560	1,868,320	92.4	82.4	50,393

(3) 債権の時効年数及び根拠法令

5年 地方自治法236条第1項

(4) 監査の着眼点に対する状況

ア 不納欠損処分に係る時効の起算点に誤りはないか。

不納欠損された債権は、一部時効の起算に誤りがあったものを除き、地方自治法236条第1項に定められている時効年数を経過し、時効の起算においては、一部納付などによる時効の中断を正しくとらえ、おおむね適正であった。

イ 時効完成を待たず不納欠損処分をした場合、その理由は正当か。また、法令等に特別の定めがある場合を除き、当該処分について議会の議決を経ているか。

当該債権には、該当事例がなかったことを確認した。

ウ 時効完成等により既に消滅した債権が未整理のままになっているものはないか。  
当該債権には、該当事例がなかったことを確認した。

エ 不納欠損処分に至るまでに徴収努力を尽くしているか。また、その記録はあるか。

(ア) 徴収事務を民間に委託し、水道料金と一体収納していた。催告文書発送、訪問催告、現金徴収等を実施し、悪質滞納者には、給水停止することにより、折衝機会が得られ、生活状況等を鑑みながら納付誓約をとっていた。

(イ) 滞納処分として、参加差押を実施した事案が1件あった。

(ウ) 今回不納欠損処分された債権の多くは、倒産、自己破産、居所不明によるものであった。

オ 収入未済に対して適正な徴収体制がとられているか。

(ア) 管理体制

委託先と密に連携をとりながら徴収事務を実施し、水道料金と一体で収納していた。

(イ) 収入未済を発生させない努力

コンビニエンスストアでの納付を可能とし、納付機会の拡大を図っていた。

(ウ) 収入未済に対する対策

静岡市債権管理計画(水道料金・下水道使用料)を策定し、滞納が2期分となった者に対しては催告書を発送し、水道料金と一体であるため3期分滞納した者に対しては給水停止予告をし、なお未納である場合には、給水停止を実施していた。

カ 徴収事務マニュアル等の作成及び徴収担当者への研修が行われているか。

徴収マニュアルが作成されており、課内研修のほか民間研修も受講していた。

キ 滞納整理事務に係る指摘・指導事項に関する取組状況はどうか。

平成18年度包括外部監査(債権の管理について)において当該債権は、監査対象に含まれていなかったため該当するものはなかった。

(5) 意見(下水道使用料)

ア 下水道使用料については、強制徴収債権であることから、井水等の使用者における滞納については、法的措置の検討が必要である。

イ 不納欠損処分の電算処理において、電算システムの設定及び処理時期の誤りにより、時効完成の2日前に不納欠損処分をしていたものがあったので、電算システム及び運用の見直しが必要である。

## 10 下水道事業受益者負担金

(1) 債権の内容及び平成20年度の担当組織の概要

ア 債権の内容

公共下水道の整備により利益を受ける土地の所有者等から、建設費の一部を負担してもらい、都市計画法に基づく『受益者負担金制度』で、対象者の土地に対して「1回限り」の負担として賦課したものである。

イ 平成20年度担当課及び徴収事務体制

下水道部下水道総務課職員19人及び嘱託職員9人のうち、徴収事務については水洗普及担当4人で対応していた。

(2) 不納欠損処分額等の状況について

調定額、収入未済額及び不納欠損額の状況は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

年度	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率		不納欠損額
					対予算額	対調定額	
19	242,229	462,461	400,720	54,425	165.4	86.7	7,315
18	253,295	312,726	242,429	61,623	95.7	77.5	8,673
17	437,275	371,251	301,547	62,593	69.0	81.2	7,111

(3) 債権の時効年数及び根拠法令

5年 都市計画法第75条第7項

(4) 監査の着眼点に対する状況

ア 不納欠損処分に係る時効の起算点に誤りはないか。

不納欠損処分された債権は、都市計画法第75条第7項に定められている時効年数を経過し、時効の起算点を正しくとらえ適正に処理されていた。

イ 時効完成を待たず不納欠損処分をした場合、その理由は正当か。また、法令等に特別の定めがある場合を除き、当該処分について議会の議決を経ているか。

当該債権には、該当事例がないことを確認した。

ウ 時効完成等により既に消滅した債権が未整理のままになっているものはないか。

当該債権には、該当事例がないことを確認した。

エ 不納欠損処分に至るまでに徴収努力を尽くしているか。また、その記録はあるか。

督促状、催告文書を発送していたが、訪問催告、電話催告等の積極的な滞納者との折衝はほとんど実施されていなかった。

不納欠損処分となったもののうち、公共下水道を利用していない農地への賦課に対する不服を滞納理由とするものが全体の16%を占めていた。

また、滞納記録簿は紙ベースで保存されていた。

オ 収入未済に対して適正な徴収体制がとられているか。

(ア) 管理体制

a 水洗普及担当4人が賦課業務と兼ねて担当していた。1人当たり約400件を

担当していたが賦課業務及び制度説明に追われ、徴収業務に手が回らない状況であった。

b 賦課・収納業務については、電算化されていたが滞納整理については、未整備であり、滞納に関する分析及び集計をする場合は、手処理で行っているため多大な時間と労力を費やしていた。

(イ) 収入未済を発生させないための努力

a 説明会等を通じて制度の主旨を理解していただくとともに報奨金制度活用による一括納付を推奨していた。平成19年度の報奨金制度の活用率は、82.6%であった。

(ウ) 収入未済に対する対策

a 平成20年度から新規高額滞納者を発生させないため、現年度のみ滞納者に対して呼出書を発送することにより、折衝機会を得ることができ、分納誓約に至った案件もあった。

b 平成20年度から高額滞納者に重点を置き、訪問催告等を実施していた。

カ 徴収事務マニュアル等の作成及び徴収担当者への研修が行われているか。

徴収マニュアルは作成されていなかった。研修は、(財)日本下水道事業団研修(受益者負担金コース)を受講していた。

キ 滞納整理事務に係る指摘・指導事項に関する取組状況はどうか。

平成18年度包括外部監査(債権の管理について)において当該債権は、監査対象に含まれていなかったため該当するものはなかった。

(5) 意見(下水道事業受益者負担金)

ア 今後、本格的に滞納整理を実施するにあたり、電算システム等による債権の分析は、効率的かつ有効な滞納整理を実施するために不可欠であるので、費用対効果も含め、システム整備の検討が必要である。

イ 公共下水道事業の推進と公平負担の原則からも重要な債権であることから、課内及び部内の問題として捉え、応援体制を含め滞納整理の体制づくりに早急に取り組む必要がある。

## 第9 総括

世界経済の急速な悪化はかつてないほどの局面を迎えつつあり、我が国においても大幅な景気後退により法人、個人ともに所得が著しく減少し、実質国内総生産（GDP）は第一次石油危機以来の大きな落ち込みを見せている。

こうした情勢により、本市を取巻く状況は、税源委譲等による税収規模の拡大に伴う徴収業務の増加と併せ、各債権の歳入面において相当厳しい影響が及ぶものと懸念されるが、既に平成19年度決算における一般会計、特別会計及び企業会計における不納欠損額は21億6,000万円余となっており、さらに収入未済額(実質未収金ベース)169億9,000万円余を加えた額は調定額全体の3.1%と、決して小さい額とは言えない状況になっている。

今回の行政監査の目的である「いかに適正な不納欠損処分を行うか。」は、市民が納付しやすい環境を整え、さらに収入未済額を圧縮するための滞納整理事務をいかに効率的に行うかに尽きるが、その結果として残った債権の不納欠損処分は、債権管理を合理的に行う上で重要な事務である。

債権管理の適正化と強化については、平成19年度に債権管理委員会を発足し、平成20年度からは期間を限定して債権管理対策課を設置しており、主要4債権（市税、国民健康保険料・税、保育料、介護保険料）の一部徴収と、「債権管理の基本方針」等を作成し各債権管理の検証と今後の滞納整理や非強制徴収債権の不納欠損処分の取扱いの方針を示したことは、一定の評価をすることができる。しかしながら、これまで述べたとおり各債権においては、検討を要する事項が山積しているため、以下の点について要望する。

ア 債権規模が大きいことで徴収体制がある程度確立している市税、国民健康保険料・税、水道料金及び下水道使用料における平成19年度の不納欠損額及び収入未済額(実質未収金ベース)の合計額は、市全体の額の89.9%を占めている。

市税については、他の債権と比較すると徴収体制は整っているが、政令指定都市との比較において、職員1人当たりの受け持ち件数が多いことや、収入率が低い状況が見受けられるので、その原因究明と対応策について検討されたい。

国民健康保険料・税については、職員1人当たりの受け持ち件数が多く、後期高齢者医療制度の導入による徴収事務の追加や窓口業務も多忙なため、訪問催告等の滞納整理事務への取り組みが十分にできない状況も見受けられるので、対応策について検討されたい。

水道料金、下水道使用料については、引き続き粘り強い折衝を実施するとともに法的措置の検討など未収金の圧縮にさらに努められたい。

イ 独自の徴収体制が確立されておらず、他の業務と併せて徴収業務を行っているその他の債権については、職員がごく少人数で滞納整理事務を実施している場合が多

く、徴収業務の知識や技術も十分で無いままに事務を行っているケースも見受けられる。これらの債権は市の債権全体の調定額に占める割合において、大きなものとは言えないが、「公平負担の原則」から適正かつ効率的に徴収することが必要と考える。債権が少額のために滞納整理事務に関する電算システムが整備されていないことで事務の効率性を阻害している点や納付方法が多様化されておらず、市民に対して納付しやすい環境を整えることができない債権も見受けられるため、それらの債権の徴収を一元化した組織や電算システムの構築及びその対応策について検討されたい。

なお、債権の中には低所得者に対する対応事例も多く見られ、一般的な住民サービス部門と比較して職員の心的疲労も多いことが考えられることから、その点での状況の把握と債権の対象件数によっては部・課内職員等の実質的な応援体制の構築と各債権が市政の運営に活かされていることのPR、債権管理のエキスパートの育成、滞納整理事務担当職員のための相談窓口の設置や技術的研修の実施など、滞納整理が継続的に行われることが可能な徴収体制の確立を要望する。

最後に、各事業の実施においては、内部統制の重要性が再確認されているところであるが、徴収事務を始めとする地道なルーチンワークが市政を支えていることを再認識し、本庁と区役所等の体制が効率性、経済性及び有効性に富んだ組織となるよう適切な対応を重ねて要望する。



## 用語の解説

**か行**

## 強制徴収

国又は地方公共団体が公法上の債権について、滞納処分等の手続きにより裁判の判決等に基づかず、自らの執行機関によって強制的に金銭を徴収すること。

## 交付要求

滞納者について既に滞納処分、強制執行等がなされている場合に、これらの執行手続に参加して債権の弁済を受けようとする手続き

**さ行**

## 差 押

国税徴収法における差押は、租税収入の確実を期するために滞納者の有する財産を強制的に徴収機関が確保する行政処分である。

## 参加差押

滞納処分による差押がすでに他の執行機関によってなされているときに交付要求に代えてすることができるもので、差押が解除されると参加差押をした時にさかのぼって差押と同じ効力を生ずるので、その後は参加差押をした財産の公売（換価処分）が可能となる。

## 資格証明書（被保険者資格証明書）

国民健康保険において、特別な理由なく長期に保険料（税）を滞納している場合に被保険者証に替えて交付する証明書のことで、この資格証明書で病院等にて診察を受けた場合には、診療費の10割を負担しなければならない。（後日、自己負担割合分を除いた払い戻しを受ける際に滞納保険料を納付することとなる。）

## 時 効

一定の事実上の状態がある法定の期間継続した場合に、真実の法律関係に関わらず、その継続してきた事実関係を尊重して、これに法律効果を与え、権利の取得又は消滅の効果を生じさせる制度をいう。時効によって権利を取得させるものを「取得時効」といい、消滅させるものを「消滅時効」という。

## 時効の援用

ある事実を自己の利益のために主張することを援用といい、時効によって権利を取得し、又は債務を免れることを主張することを時効の援用という。

## 時効の中断

時効による権利の取得又は消滅のためには、ある事実状態が一定期間（時効期間）継続することが必要条件であるが、この時効期間の進行は一定の事実の発生により断絶し、既に進行した時効期間はその効力を失い、中断事由が止んだ後、再び新たな時効期間が進行する。時効の中断事由には督促、差押、交付要求、徴収猶予、納付誓約書による債

務承認などがある。

#### 即決和解

裁判上の和解のこと。簡易裁判所に当事者が和解の申し立てをし、和解が成立後にその内容を調書に記載してもらうことにより、訴訟上の和解と同じ効力を持ち、和解内容が履行されない場合には強制執行が可能となる。

#### た行

##### 短期被保険者証

国民健康保険において、本来は有効期限 1 年間として交付される被保険者証が、保険料（税）を滞納することによって数ヶ月の短期間に区切られた有効期限の被保険者証に切り替えられる。滞納保険料の納付がされると通常の被保険者証に戻ることとなる。

##### 督 促

納付期限までに納付がない場合に納付催告として行い、強制徴収手続に入る前提要件であると同時に時効中断の効果をもつ。